

(証券コード 1898)
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目13番16号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 平 喜 一

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲） |

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第4号議案および第5号議案）>

第4号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

第5号議案 剰余金の処分の件

第4号議案および第5号議案は一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。なお、各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルスによる感染症が流行しております。今後の状況により株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.seikitokyu.co.jp/>

議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席されない場合、また新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご出席をお控えいただく場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面の郵送により 議決権を行使いただく場合



各議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等により 議決権を行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後6時受付分まで

株主総会に ご出席いただく場合



同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書
世紀東麗工業株式会社

株主番号 議決権行使書番号

議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書に賛否をご記入いただき、2021年6月22日午後6時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご決めの際、一部の候補者にご賛成の意思を表明される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表明は、黒色のボールペンにより、はききりご返送ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下記記載のウェブサイトにて議決権行使コードをパスワードとしてアクセスの上、2021年6月22日午後6時までにご返送ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この両方の印字を必ず書き添えの上、ご提出ください。

世紀東麗工業株式会社

第1・3号議案（会社提案）

- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

第2号議案（会社提案）

- ▶ 全員賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合⇒「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4・5号議案（株主提案）

- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案に反対しております。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後6時受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

！ ご注意事項

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

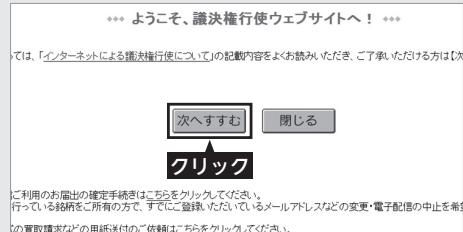
 **0120-652-031** 9:00~21:00

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

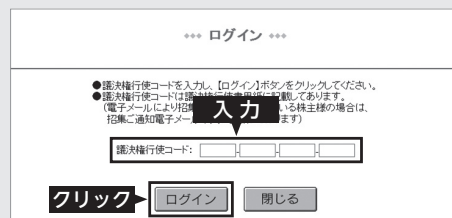
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



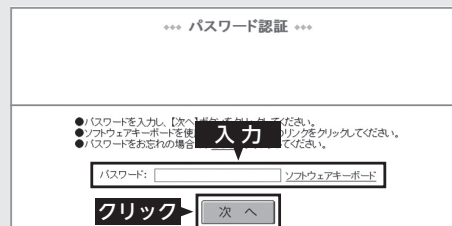
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針とし、また、「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、株主還元策についての考え方を「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」と定め、取り組んでまいりました。

これらの方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金43円
総額 1,734,910,938円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当事業年度の取締役会出席回数
1	さとう としあき 佐藤 俊昭 再任	代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	たいら よしかず 平 喜一 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14回／14回 (100%)
3	ふるかわ つかさ 古川 司 再任	代表取締役 専務執行役員 事業推進本部長	14回／14回 (100%)
4	いしだ かずし 石田 和士 再任	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	14回／14回 (100%)
5	おおてき ゆうじ 樗木 裕治 新任	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長	—
6	いづか つねお 飯塚 恒生 再任	取締役	13回／14回 (93%)
7	ふくだ しんや 福田 眞也 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
8	たむら まさと 田村 仁人 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
9	しみず れな 清水 令奈 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	11回／11回 (100%)

(注) 当事業年度の取締役会出席回数に関し、清水令奈氏につきましては、2020年6月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	<p>さとう としあき 佐藤 俊昭 (1950年5月13日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 17年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 52,935株</p>	<p>1974年4月 東急道路(株)入社 1998年4月 当社経理部長 2004年6月 当社取締役 2009年6月 当社執行役員 2010年4月 当社常務執行役員 2012年4月 当社取締役社長 2012年4月 当社社長執行役員 2019年4月 当社取締役会長（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事した後、7年間にわたり当社の取締役社長を務めるなど、豊富な経験と経営全般にわたる幅広い知見を有しており、現在は取締役会長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p>たいら よしかず 平 喜一 (1961年11月23日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 4年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 37,310株</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社取締役社長（現） 2019年4月 当社社長執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業部門全体の統括を経て、現在は取締役社長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	ふ る か わ つ か さ 古 川 司 (1958年2月7日生) <input type="checkbox"/> 再任 在任年数(本総会終結時) 9年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 所有する当社の株式の数 35,976株	1980年4月 東急道路(株)入社 2008年4月 当社財務部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 当社取締役(現) 2014年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員(現) 2019年4月 当社事業推進本部長(現)
4	い し だ か ず し 石 田 和 士 (1961年8月10日生) <input type="checkbox"/> 再任 在任年数(本総会終結時) 2年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 所有する当社の株式の数 15,958株	1985年4月 当社入社 2013年4月 当社内部統制推進部長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員(現) 2019年4月 当社管理本部長兼経営企画部長(現) 2019年6月 当社取締役(現)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
5	<p>お お て き ゆ う じ 樽 木 裕 治 (1964年5月1日生)</p> <p>新任</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 10,664株</p>	<p>1988年4月 当社入社 2016年4月 当社九州支店長 2017年4月 当社執行役員 2020年4月 当社事業推進本部工務部長(現) 2021年4月 当社常務執行役員(現) 2021年4月 当社事業推進本部副本部長(現)</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の建設事業を統括しております。これらの経験・知識を活かし、取締役として、今後の企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。</p>
6	<p>い い づ か つ ね お 飯 塚 恒 生 (1948年8月5日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数(本総会最終時) 11年 取締役会への出席状況 13回/14回(93%) 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1971年4月 東急建設(株)入社 2004年6月 同社常務執行役員 2006年6月 同社取締役兼常務執行役員 2009年6月 同社取締役兼専務執行役員 2010年4月 同社取締役社長 2010年6月 当社取締役(現) 2018年6月 東急建設(株)取締役会長(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 東急建設株式会社代表取締役会長</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 東急建設(株)の代表取締役会長に就任されており、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 なお、東急建設(株)と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。2021年3月期における当社の連結総売上高に占める同社に対する売上高の割合は2%未満であります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	<p data-bbox="264 279 536 370">ふくだしんや 福田眞也 (1944年2月26日生)</p> <p data-bbox="264 385 325 430">再任</p> <p data-bbox="264 446 461 491">社外取締役候補者</p> <p data-bbox="264 498 370 536">独立役員</p> <hr/> <p data-bbox="264 559 551 597">在任年数（本総会終結時） 5年</p> <p data-bbox="264 627 551 695">取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p data-bbox="264 703 551 763">所有する当社の株式の数 0株</p>	<p data-bbox="574 189 1345 446">1966年9月 公認会計士川北博事務所入所 1971年1月 等松・青木監査法人（その後の監査法人トーマツ）入所 1971年3月 公認会計士開業登録 1987年5月 同監査法人代表社員 1992年7月 日本公認会計士協会常務理事 2007年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 2013年12月 公認会計士福田眞也事務所開設（現） 2016年6月 当社取締役（現）</p> <p data-bbox="574 461 1005 559">[重要な兼職の状況] 公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）</p> <hr/> <p data-bbox="574 582 1345 612">≪社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要≫</p> <p data-bbox="574 612 1345 854">公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、2007年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の代表社員として2002年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>
8	<p data-bbox="264 876 536 967">たむらまさと 田村仁人 (1946年8月3日生)</p> <p data-bbox="264 982 325 1028">再任</p> <p data-bbox="264 1043 461 1088">社外取締役候補者</p> <p data-bbox="264 1096 370 1134">独立役員</p> <hr/> <p data-bbox="264 1156 551 1194">在任年数（本総会終結時） 5年</p> <p data-bbox="264 1224 551 1292">取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p data-bbox="264 1300 551 1360">所有する当社の株式の数 0株</p>	<p data-bbox="574 876 1081 1096">1971年7月 建設省入省 1991年6月 同省関東地方建設局用地部長 1997年7月 国土庁長官官房審議官 1998年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 2002年6月 西日本建設業保証(株)常務取締役 2013年4月 (社)全国住宅産業協会専務理事 2016年6月 当社取締役（現）</p> <p data-bbox="574 1111 1247 1179">[重要な兼職の状況] 株式会社日神グループホールディングス取締役（社外取締役）</p> <hr/> <p data-bbox="574 1202 1345 1232">≪社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要≫</p> <p data-bbox="574 1232 1345 1360">行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	<p>しみずれな 清水令奈 (1973年7月3日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>在任年数(本総会最終時) 1年</p> <p>取締役会への出席状況 11回/11回(100%)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1996年4月 (株)リクルートコスモス入社 2002年1月 マンパワー・ジャパン(株)入社 2008年1月 (株)コーチ・エィ入社 2010年6月 清水令奈事務所開設 2012年2月 (株)CHANCE for ONE設立 2012年2月 同社取締役社長(現) 2020年6月 当社取締役(現)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長</p> <hr/> <p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、企業や地方自治体でのコンサルティング、講演など多岐にわたる活動をされており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、ダイバーシティはじめ、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2021年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会および世紀東急工業従業員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 飯塚恒生氏は東急建設(株)の代表取締役会長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 福田真也、田村仁人、清水令奈の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、飯塚恒生、福田真也、田村仁人、清水令奈の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、福田真也、田村仁人、清水令奈の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小出正幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
こいでまさゆき 小出正幸 (1957年4月1日生) 再任	1981年4月 東急道路(株)入社 2008年4月 当社内部統制推進部長 2013年4月 当社管理本部財務部長 2017年6月 当社常勤監査役(現)
在任年数(本総会終結時) 4年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 監査役会への出席状況 13回/13回(100%) 所有する当社の株式の数 7,242株	<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>入社以来、主にコンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社財務部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、今後とも監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 監査役候補者の所有する当社の株式の数は、2021年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

[ご参考] 第2号議案および第3号議案が原案通り承認可決されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	社外役員	指名・報酬委員会	特に専門性を発揮できる領域および経験										
				事務系	技術系	管理部門	工事部門	製品部門	経営経験	法務・コンプライアンス	行政経験	財務・会計	人材・労務	女性活躍
佐藤俊昭	代表取締役会長		○	●		●		●	●			●	●	
平喜一	代表取締役社長 社長執行役員		○		●		●		●					
古川司	代表取締役 専務執行役員			●		●		●		●		●	●	
石田和士	取締役 常務執行役員			●		●	●			●				
樽木裕治	取締役 常務執行役員				●		●							
飯塚恒生	取締役				●		●		●					
福田真也	取締役	◎	◎								●	●		
田村仁人	取締役	◎	○						●		●			
清水令奈	取締役	◎	○						●				●	●
小出正幸	常勤監査役			●		●	●			●		●		
鈴木良彦	常勤監査役	○			●		●							
齋藤洋一	監査役	◎								●				
小野行雄	監査役	◎										●		

(注) 1. 社外役員欄の◎は、独立役員を示しております。
 2. 指名・報酬委員会欄の◎は、議長を示しております。

＜株主提案（第4号議案および第5号議案）＞

第4号議案および第5号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

第4号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

第42条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

2. 提案の理由

当社の株価は、解散価値程度でしか評価されていないが、当社の2020年3月期の税務上の繰越欠損金の影響及び特別損益を除いたROEは12.2%、そして、同様に税務上の繰越欠損金の影響及び特別損益を除いて算定した2021年3月期予想ROEは14.1%と高水準である。

一方、当社取締役会は、昨年の定時総会において提案株主が提案した資本コスト開示に係る株主提案に対する反対意見において、「ROEについては（略）株主資本コストを上回る11.7%（2019年5月9日修正後）を計画値として定め、公表いたしております。」と主張しており、当社の株主資本コストは11.7%よりも低いことを表明している。したがって、冒頭にて算定したROEもまた、当社取締役会の想定する株主資本コストを上回っていることとなる。

それにもかかわらず、当社の株価は解散価値程度でしか評価されていないこととなるが、その理由は、株式市場が想定している株主資本コストが、当社取締役会が想定している自社の株主資本コストよりも高いことにあると考えられる。すなわち、取締役会は、自社の株主資本コストを的確に把握していない可能性が高いと考えられる。

当社は、低い配当性向を継続して自己資本をさらに積み増す資本政策により、将来のROEの低下が見込まれることに加え、当社の度重なる独占禁止法に違反する行為について、公正取引委員会からは排除措置命令や課徴金納付命令の処分、国土交通省からは営業停止処分、更にNEXC O東日本等からは指名停止措置等の処分を継続的に受けた結果、投資家が当社の株式保有にはリスクを伴うとの認識を抱くこととなり、当社の業績動向は株式市場から不安視されている。そのような市場の

認識の反映として、株主資本コストがROEと同程度の水準にまで高まっているにもかかわらず、当社取締役会がこれらの問題点を認識していないため、当社取締役会の想定する株主資本コストと株式市場が想定する株主資本コストとの間に乖離が生じているものと考えられる。

東京証券取引所の有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」の「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」では、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。また、加重平均資本コストが開示されることにより、当社経営陣と株主を含む投資家との間で、共通の尺度に基づく対話も可能となる。このように資本コストを開示することによって、当社株式の市場における低い評価の改善を目指すことができると考える。

しかしながら、昨年の資本コスト開示に係る株主提案について、当社取締役会は「中長期的に安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。」としながらも、「資本コストの開示については、株主様や投資家との対話の内容なども踏まえつつ（略）取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべき事項であると考えております。」と主張し、提案に反対した。そして、その後、資本コストの開示に関して当社は何らのアクションもしていない。冒頭のように当社取締役会が的確に自社の株主資本コストを認識していない疑いがあるのになぜ放置しているのか、非常に理解に苦しむところである。そもそも、経営の目標数値として重要なものであるとの自覚があるのであれば、開示してしかるべきである。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目指しております。このため、資本収益性に関しても、短期的に高い数値を追求するよりも、継続的な投資と財務の健全性をバランスよく両立させ、中長期かつ安定的に資本コストを上回る経済的価値を生み出すことが重要であると考えております。

かかる考え方を経営に反映させるため、当社では、従前より、中期経営計画の策定、重要な投資判断等における参考として資本コストの把握に努めており、また、2022年3月期を初年度とする「中期経営計画（2021-2023年度）」においては、株主様や投資家の皆様と積み重ねてきた対話の内容も踏まえ、継続的に正のエクイティ・スプレッド維持を目指す方向性を明示するとともに、その前提として当社が認識する株主資本コストの推計値について公表いたしております。

なお、株主提案は、コーポレートガバナンスに関する報告書において、同報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示する旨について、定款の章及び条文を新設することを求めるものですが、当社といたしましては、本提案の内容は定款で定めるのになじむものではなく、また、株主様や投資家の皆様との対話の内容なども踏まえつつ、既に「中期経営計画（2021-2023年度）」において一定の開示をおこなっておりますが、資本コストの開示については、公表の是非、時期、方法等を含め、取締役会において慎重に検討したうえで、決定すべき事項であると考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは適切ではないと判断いたします。

(注) 「資本コストを意識した経営」に関する当社の考え方につきましては、当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、あわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

第5号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の内容

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

143円から、第72回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第72期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が143円と異なる場合は冒頭の143円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第72回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第72回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第72回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

「第2 提案の内容 2. 剰余金の処分の件」に記載の143円とは、2021年4月23日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の1株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当金とすることを企図した提案であるが、単に2021年3月期の配当として143円の配当金を求めているのではなく、後記のように、今後の中長期的な資本政策として、配当性向100%を継続的に採用していただくことに期待した提案である。

当社の自己資本比率は2020年3月末現在で49.1%である。2016年3月末に当社の自己資本比率は36.9%に上昇し、1992年3月末の32.3%を24年ぶりに更新しており、2020年3月末はそれよりも大幅に高い水準となった。さらに、当社は2018年5月に発表した中期経営計画（以下「本中計」という。）において、自己資本を2017年3月末から3年間で40%以上積み上げる数値目標を策定している。弊社はこのような資本政策は株主価値を毀損させるだけだと考え、有利子負債を増やすこと、すなわちレバレッジを高めることにより、ROEを高め、株主価値を向上させる施策の実行を、当社に対して再三にわたり要望している。本中計が対象とする期間は2021年3月期までであるが、本中計と同様の資本政策が2022年3月期以降も

継続すれば、低水準の配当性向の影響からさらに自己資本が積み上がり、レバレッジは低下することから、将来的にROEは低下していく可能性が高い。

当社は、これ以上自己資本を増加させてもROEは減少するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながるので、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。そして、第72期だけではなく、それ以降も当社の資本政策として配当性向100%を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

なお、当社は、2020年12月末現在で、現預金約191億円を保有しており、有利子負債は約51億円に過ぎない。現預金から有利子負債を控除した額（以下「ネットキャッシュ」という。）は約140億円であり、2016年3月末のネットキャッシュは約60億円であったことに鑑みると、ネットキャッシュは大きく増加している。今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、当社のネットキャッシュ及び自己資本の水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

上記提案の詳細な説明は、2021年4月28日以降、<https://proposals-for-seikitokyo-from-sc-2021.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、提案書において記載する会社数値は、全て連結計算書類に基づいている。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案の内容および提案の理由をそのまま記載したものです。「第2 提案の内容 2. 剰余金の処分の件」とは、「第5号議案 剰余金の処分の件 1. 提案の内容」を指しております。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、当社の企業理念である『豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業』として、健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的に企業価値の向上を図るためには、継続的な投資と財務健全性の確保が不可欠であると認識しております。このため、当社の資本政策においては、資本効率、株主還元とのバランスにも配慮しつつ、必要な株主資本の保持に努めることを、基本的な考え方としております。

また、利益の配分につきましては、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案し

ながら、安定的・継続的な株主還元の実施に努めることを基本方針としており、2021年3月期を最終年度とする「中期経営計画（2018-2020年度）」においては、「総還元性向30%程度を目安とした安定的・継続的な株主還元」という方針を定め、取り組んでまいりました。

これらの方針に基づき、会社提案の「剰余金の処分の件」においては、2021年3月期の期末配当金を1株当たり43円（総還元性向33.5%）とさせていただきます。

なお、2022年3月期を初年度とする「中期経営計画（2021-2023年度）」においては、株主還元策についての考え方を「配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした安定的・継続的な株主還元」とあらためており、さらなる株主還元の充実を図ってまいります。

また、2021年5月12日に公表いたしましたとおり、上記の方針等に基づき、「中期経営計画（2018-2020年度）」期間中の経営成績や財政状態の改善状況を勘案し、株主還元の拡充および資本効率の向上等を目的として、2021年度中に総額25億円または350万株を上限とする自己株式の取得を予定いたしております。

一方で、2021年3月期における当期純利益の全額を配当することを内容とする株主提案については、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、結果として、株主の皆様の利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

したがいまして、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、中長期的な企業価値向上を図る観点からは、本株主提案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断いたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2度にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、国民生活や企業活動への影響が長期化する厳しい状況が続きました。

道路建設業界におきましては、防災・減災、国土強靱化対策等により公共投資は底堅く推移したものの、民間設備投資については減少傾向となり、また、主要資材であるアスファルトの仕入価格が、年度後半にかけて次第に騰勢を強めるなど依然として予断を許さない事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、計画最終年度となる「中期経営計画(2018-2020年度)」に基づき、引き続き、中核事業の競争力強化に注力するとともに、将来における事業環境の変化に対しても迅速、的確、柔軟に対応できる強固な経営基盤の構築に向け、各種施策を推進してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は896億11百万円(前連結会計年度比3.1%増)、売上高は900億25百万円(同14.5%増)となりました。また、損益面につきましては、経常利益は83億95百万円(同39.7%増)となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大およびクーデターの発生に伴い、ミャンマー連邦共和国の連結子会社において生産設備等の減損損失11億50百万円を計上したことに加え、前年に特別利益として独占禁止法関連損失引当金戻入額14億48百万円を計上していたことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年実績を下回る51億80百万円(同20.8%減)となりました。

部門別(セグメント別)の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

【建設事業】

建設事業におきましては、ICT（情報通信技術）の活用による現場における省力化や生産性向上に継続して取り組むとともに、受注競争力の強化や利益の逸失防止に向けた諸施策を推進し、収益の拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、大型工事の受注や豊富な手持工事の進捗などにより、受注高は739億44百万円（前連結会計年度比4.0%増）、完成工事高は743億57百万円（同18.3%増）、営業利益は84億28百万円（同36.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	札幌自動車道発寒高架橋床版防水工事	北海道
東日本高速道路株式会社	八戸自動車道浄法寺～下田百石間舗装補修工事	青森県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道宇都宮管理事務所管内舗装補修工事	栃木県
国土交通省関東地方整備局	R2国道16号貝渕地区(その3)電線共同溝工事	千葉県
東急株式会社・株式会社東急レクリエーション	補助72号線および新築建物外周区道工事	東京都
川崎市	千代ヶ丘2号送水管600mm・300mm及び向原1丁目100mm配水管布設替工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	北陸自動車道(特定更新等)富山管内舗装補修工事(2020年度)	富山県
中日本高速道路株式会社	名神高速道路春日井IC～岐阜羽島IC間(下り線)舗装補修工事(2020年度)	愛知県
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(2020-3-環)	大阪府
国土交通省九州地方整備局	令和2年度福岡空港滑走路増設誘導路新設外工事(第4次)	福岡県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	八戸自動車道八戸管内舗装補修工事	青森県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道那須管理事務所管内舗装補修工事	栃木県
国土交通省関東地方整備局	R1国道16号姉崎海岸舗装修繕工事	千葉県
国土交通省関東地方整備局	国道246号市ヶ尾地区舗装工事	神奈川県
国土交通省北陸地方整備局	令和元年・2年度直江津管内路面維持補修工事	新潟県
国土交通省中部地方整備局	令和元年度138号BP水士野南地区舗装工事	静岡県
名古屋高速道路公社	令和2年度高速都心環状線舗装修繕工事(第4工区)	愛知県
国土交通省四国地方整備局	令和元-2年度高知南国道路五台山地区舗装第2工事	高知県
国土交通省九州地方整備局	令和元年度災害復旧熊本57号赤水地区舗装工事	熊本県
内閣府沖縄総合事務局	那覇空港滑走路増設舗装工事	沖縄県

【舗装資材製造販売事業】

舗装資材製造販売事業におきましては、製品工場の空白地域解消を進めるなど販売数量確保に注力し収益拡大に努めてまいりました。また、アスファルトプラントの設備更新を計画的に進め、環境配慮型商品等の製造・販売体制を整備するとともに、製造効率の向上や製品製造過程における環境負荷の低減にも継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は287億21百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は31億63百万円（同22.3%増）となりました。

【不動産事業等】

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は7億65百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益は1億54百万円（同7.5%減）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は847億47百万円（前年同期比3.4%増）、売上高は846億99百万円（同14.2%増）、経常利益は79億60百万円（同43.5%増）、当期純利益は47億84百万円（同22.2%減）となりました。

【当社における部門別受注高および売上高】

（単位：百万円）

区 分		当期受注高	当期売上高
工 事 部 門	アスファルト舗装	52,592	53,021
	コンクリート舗装	845	1,770
	土木工事等	15,374	13,972
	計	68,812	68,764
製品部門等		15,935	15,935
合 計		84,747	84,699

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は37億34百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

〔建設事業〕

当 社	機材センター	アスファルトフィニッシュ購入
-----	--------	----------------

〔舗装資材製造販売事業〕

当 社	佐倉合材工場 横浜合材工場	アスファルトプラント更新 事業所在地の追加取得
-----	------------------	----------------------------

(3) 資金調達の状況

当社は、取引先への支払条件改善等に伴う資金調達および運転資金、設備投資資金の調達を目的として、2020年12月、総額50億円のシンジケーション方式によるタームローン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、これまで「持続的成長へのチャレンジ」を基本方針とする『中期経営計画（2018-2020年度）』に基づき、社会資本整備の一端を担う企業グループとして、数年先、そしてその先の将来においても、その責務を果たしていくための基盤構築に取り組んでまいりました。

その結果、事業面、財務面、またガバナンス面においても着実に改善が進み、経営基盤の強化が図られてまいりましたが、一方、当社グループを取り巻く環境は、この間も、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等による不確実性の高まり、少子高齢化による労働人口の減少懸念、地球環境問題の深刻化など様々な変化を見せており、あらためまして、当社グループはもとより社会全体の持続可能性を意識しながら、中長期的な視点・思考をもって経営に取り組むことの重要性を強く認識するところとなっております。

こうした状況を踏まえ、当社グループでは、本年5月、『2030年のあるべき姿』を示す長期ビジョンを「人の成長と企業の成長を両立し持続可能な社会の実現に貢献する真に強靱な企業グループ」と定め、あわせて、ビジョン実現に向けた第1フェーズとして『中期経営計画（2021-2023年度）』を策定いたしました。

当社グループでは、長期ビジョンおよび中期経営計画に掲げる各種施策に真摯に取り組み、将来のどのような環境変化にも対応できる「真に強靱な企業グループへ」と進化を遂げ、「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」として、社会に対する永続的な価値の提供と、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

なお、当社はアスファルト合材の販売価格決定に関し、2015年1月27日以前において独占禁止法違反行為があったとして、2019年7月30日、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく、排除措置命令および課徴金納付命令を受けておりますが、課徴金算定の対象とされた売上高に関し、公正取引委員会との間で一部に見解の相違があることから、2020年1月、課徴金納付命令の一部に対する取消訴訟を東京地方裁判所に提起しており、現在も審理が継続しております。

当社では、今後も司法の場において公正な判断を求めてまいります。一方では、このような違反行為が存在した事実を風化させることなく、引き続き、再発防止策の確実な運用はもとより、コンプライアンス経営の推進に全社を挙げて取り組み、違法行為の徹底排除に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期ビジョンおよび中期経営計画の概要

『2030年のあるべき姿』（ビジョン）の概要

企業理念 ■ 豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業
 2030年のあるべき姿 ■ 人の成長と企業の成長を両立し 持続可能な社会の実現に貢献する
 真に強靱な企業グループ

- 当社にとって最も重要な経営資源は「人」である。従業員エンゲージメントの高い企業風土のもと、充実した教育体制により磨き上げられた従業員一人ひとりが実力を遺憾なく発揮することで、企業をさらに成長させていく。
- コロナ禍、自然災害等、予測不能な事態が頻発するなか、何かに備えるのではなく、基礎体力・危機対応力を向上させ「真の強靱化」を果たすことで、自らが持続可能な存在となる。
- 有事・平時を問わず、生活基盤創造企業として期待される責務を誠実に果たし続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献する。

基本方針

- 安定収益の拡大
- 収益源の多様化
- 人を基軸とした経営の実践
- 新しい働き方の確立
- 経営・財務基盤の充実

重要業績評価指標 (KPI) [連結]

項目	2030年度目標
売上高	1,000億円
営業利益	80億円
当期純利益	50億円
ROE	10.0%
自己資本	500億円
総資産	1,000億円
自己資本比率	50.0%

『中期経営計画(2021-2023年度)』の概要

個別戦略 ■ ○本業のさらなる競争力強化による安定収益の拡大
 ○事業領域の拡大、新たな事業分野開拓への挑戦
 ○人材の「採用・定着・育成」における好循環の創出
 ○生産性向上に資する新しい働き方の確立
 ○強靱で健全な経営・財務基盤の構築
 ■財務健全性の維持・向上 ※資本効率とのバランスを考慮
 ■配当性向30%程度・総還元性向50%以上を目標とした、
 安定的・継続的な株主還元

主要経営指標 [連結]

項目	2023年度計画
売上高	916億円
営業利益	58億円
当期純利益	37億円
ROE	8.6%程度
自己資本	430億円程度
総資産	860億円
自己資本比率	50%程度

自己株式の取得 (2021年5月12日公表)

上記の方針等に基づき、「中期経営計画(2018-2020年度)」期間中の経営成績や財政状態の改善状況を勘案し、株主還元の拡充および資本効率の向上等を目的として、2021年度中に総額25億円または350万株を上限とする自己株式の取得を実施予定。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期(当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 高	80,572百万円	78,817百万円	86,889百万円	89,611百万円
売 上 高	81,659百万円	74,036百万円	78,631百万円	90,025百万円
経 常 利 益	6,239百万円	5,584百万円	6,009百万円	8,395百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,274百万円	3,480百万円	6,544百万円	5,180百万円
1株当たり当期純利益	56円35銭	86円16銭	162円40銭	128円45銭
総 資 産	72,192百万円	70,906百万円	74,656百万円	79,409百万円
純 資 産	28,098百万円	31,543百万円	36,632百万円	40,790百万円

- (注) 1. 第69期においては、大型工事を中心に工事の施工が順調に進捗し、受注高、売上高ともに前年実績を上回りましたが、特別損失として独占禁止法関連損失引当金繰入額を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な減少となりました。
2. 第70期においては、大型工事の受注があった前年との比較では受注高・売上高ともに減少し、さらには原材料価格や燃料費の上昇などにより経常利益につきましても前年実績を下回る結果となりました。
3. 第71期においては、大型工事の受注や採算性の高い工事の進捗等により、受注高、売上高、経常利益が、それぞれ前年実績を上回り、また特別利益として独占禁止法関連損失引当金戻入額を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増加となりました。
4. 第72期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
舗道工業株式会社	北海道	48百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
舗栄建設工業株式会社	北海道	35百万円	100.0% (100.0)%	舗装・土木工事の請負
みちのく工業株式会社	岩手県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
やまびこ工業株式会社	宮城県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	東京都	50百万円	100.0%	自動車等の賃貸および販売
日東道路株式会社	東京都	30百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
株式会社孝松工務店	神奈川県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
新世紀工業株式会社	奈良県	49百万円	100.0%	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
エスティ建材株式会社	福岡県	20百万円	100.0%	産業廃棄物の処理、舗装・土木工事の請負
クマレキ工業株式会社	熊本県	20百万円	100.0%	舗装・土木工事の請負
SEIKITOKYU MYANMAR ROAD COMPANY LIMITED	ヤンゴン	10,000千USドル	100.0%	舗装用資材の製造販売
STK PACIFIC CORPORATION	グアム	400千USドル	100.0%	舗装・土木工事の請負

(注) 当社の出資比率欄の () 内は間接保有割合 (内数) であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第1962号〕・〔(特-30) 第1962号〕として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

本 店：東京都港区三田三丁目13番16号

支 店：北海道支店 (北海道) 横浜支店 (神奈川県)
東北支店 (宮城県) 関東製販事業部 (東京都)
北陸支店 (新潟県) 名古屋支店 (愛知県)
関東支店 (東京都) 関西支店 (大阪府)
北関東支店 (埼玉県) 中四国支店 (広島県)
東関東支店 (千葉県) 九州支店 (福岡県)
東京支店 (東京都)

営業所等：(55カ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(8カ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(49カ所)

(注) 本社ビルの建替えに伴い、2020年9月23日付で本店を上記住所に一時移転しております。
(旧住所：東京都港区芝公園二丁目9番3号)

② 重要な子会社

重要な子会社の名称、所在地につきましては「(6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,043名	12名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
869名	28名増	42.0歳	15.2年

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,986
株式会社みずほ銀行	1,425
株式会社三井住友銀行	1,240

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 8,010名 (前事業年度末比 865名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 急 建 設 株 式 会 社	8,931	22.14
光 通 信 株 式 会 社	2,978	7.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,186	5.42
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,650	4.09
東 急 株 式 会 社	1,533	3.80
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	1,416	3.51
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	1,400	3.47
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,050	2.60
世 紀 東 急 工 業 従 業 員 持 株 会	764	1.90
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	600	1.49

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式 (67,641株) を控除して算出しております。
2. 2020年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが2020年3月17日現在で2,806千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2020年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) が2020年6月15日現在で2,575千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中において、譲渡制限付株式付与のために支給された報酬（金銭債権）の給付と引き換えに、次のとおり自己株式処分の方法により株式を交付いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	28,100株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 俊 昭	
代表取締役社長	平 喜 一	社長執行役員
代 表 取 締 役	古 川 司	専務執行役員 事業推進本部長
取 締 役	平 本 公 男	常務執行役員 技術本部長兼技術部長
取 締 役	石 田 和 士	常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	飯 塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役会長
取 締 役	福 田 眞 也	公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）
取 締 役	田 村 仁 人	株式会社日神グループホールディングス取締役（社外取締役）
取 締 役	清 水 令 奈	株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 出 正 幸	
常 勤 監 査 役	鈴 木 良 彦	
監 査 役	齋 藤 洋 一	弁護士 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監 査 役	小 野 行 雄	公認会計士 T I S 株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 取締役 福田眞也、田村仁人、清水令奈の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 鈴木良彦、齋藤洋一、小野行雄の各氏は、社外監査役であります。
 3. 2020年6月23日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、監査役 前野淳禎氏は任期満了により退任いたしました。
 4. 2020年6月23日開催の第71回定時株主総会において、清水令奈氏は取締役に、小野行雄氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
 5. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
 (1) 東急建設株式会社は、2021年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。
 なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
 (2) その他の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
 6. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 監査役 小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 2021年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更後の地位および担当	変更前の地位および担当
平本公男	取締役	取締役 常務執行役員 技術本部長兼技術部長

9. 当社は取締役 福田眞也、田村仁人、清水令奈、監査役 齋藤洋一、小野行雄の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、2021年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	樽木裕治、外村浩次
執行役員	打越 誠、山田正人、内藤 真、永淵克己、西山慶太、三浦広宜、石川裕治、権藤豊彦、松本辰男、瀬戸山武、江藤研一

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名、監査役の員数は4名であります。

また、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、支給する金銭報酬債権の総額は、取締役の報酬限度額の枠内で、年額60百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分する普通株式数は年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、取締役会の決議により決定しております。なお、決定に際しては、事前に指名・報酬委員会の審議を経ております。

決定方針の内容の概要につきましては以下のとおりであります。

<決定方針の内容の概要>

1) 基本方針

1. 取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な分配とすることを基本方針とする。
2. 業務執行取締役の報酬については、役位および職位（以下、「役位等」という。）に応じた『基本報酬』（固定報酬）、会社全体の業績および担当業務における成果等を反映する『変動報酬』（短期インセンティブ）、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする『株式報酬』（中長期インセンティブ）により構成する。
3. 非業務執行取締役の報酬は、『基本報酬』のみで構成する。
4. 報酬の水準は、比較対象として適切な他社の水準等も参照しつつ、当社の業績動向、財務内容、従業員の賃金等を総合的に勘案し、設定する。

2) 報酬の種類別の内容等

1. 『基本報酬』は、月例の固定報酬とし、役位等別の報酬額は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」において規定する。
2. 『変動報酬』は、毎年、一定の時期に支給し、個人別の報酬額は、「役員報酬支給規則」に則り、従業員の平均賞与支給月数に準じて算出する変動報酬標準支給額に、会社業績および個人評価等に基づく係数を乗じることにより算定する。
3. 『株式報酬』は譲渡制限付株式付与のための金銭債権とし、毎年、一定の時期に支給する。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年以上とし、その他内容の詳細、役位等に応じた金銭債権の支給額および交付すべき株式数の算定方法等は、取締役会で定める「株式報酬支給規則」において規定する。
4. 「役員報酬支給規則」および「株式報酬支給規則」は、毎年、指名・報酬委員会において、「1)基本方針」の内容を勘案しつつ、見直しの要否につき検討を行う。
5. 業務執行取締役の報酬の種類別の割合は、比較対象として適切な他社の動向等も参照しつつ、各報酬の目的を踏まえ、そのバランスに十分配慮し決定する。

3) 個人別報酬等の決定手続き

1. 個人別の報酬等の内容についての決定の一部を、取締役会決議に基づき取締役社長に委任するものとし、その委任する権限は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」に則り、各取締役の『基本報酬』および『変動報酬』の具体的金額を算定し決定することを内容とする。
2. 『株式報酬』における個人別の金銭債権の支給額および交付すべき株式数については、「株式報酬支給規則」に則り算定し、取締役会で決定する。
3. 個人別の報酬等の内容の決定に際しては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、答申を得るものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載の決定方針に従い、取締役会の委任決議に基づき取締役社長 平 喜一が取締役の個人別報酬額の一部につき具体的内容を決定しており、その権限の内容、当該権限が適切に行使されるための措置は、「② 3) 個人別報酬等の決定手続き」に記載のとおりであります。

取締役会としては、受任者が変動報酬算定のための評価者として適任であり、また、前記の手続きを経て具体的内容が決定されていることから、決定された内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬の総額 (百万円)	支給額(百万円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	189 (18)	168 (18)	— (—)	21 (—)	9名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	39 (25)	39 (25)	— (—)	— (—)	5名 (4名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記報酬額には、2020年6月23日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(社外監査役)が含まれております。
2. 表中の「基本報酬」には、『基本報酬』および『変動報酬』が含まれております。
3. 表中の「非金銭報酬等」には、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれの豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	福田 眞也	14回出席／14回開催	—
取締役	田村 仁人	14回出席／14回開催	—
取締役	清水 令奈	11回出席／11回開催	—
常勤監査役	鈴木 良彦	14回出席／14回開催	13回出席／13回開催
監査役	齋藤 洋一	14回出席／14回開催	13回出席／13回開催
監査役	小野 行雄	10回出席／11回開催	10回出席／10回開催

(注) 取締役 清水令奈、監査役 小野行雄の両氏につきましては、2020年6月23日開催の第71回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
福田 眞也	公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の議長を務めております。
田村 仁人	行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経験を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
清水 令奈	女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

- ① 当社の取締役、監査役、重要な使用人等
- ② 子会社の取締役、監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

56百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、英文財務諸表監査に係る報酬が含まれておりません。
3. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬3百万円を支払っております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
5. 一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,821	流動負債	30,877
現金預金	14,035	支払手形・工事未払金等	21,767
受取手形・完成工事未収入金等	34,150	短期借入金	7
未成工事支出金	2,565	未払法人税等	1,147
材料貯蔵品	386	未成工事受入金	2,070
その他の他	2,683	完成工事補償引当金	15
固定資産	25,588	工事損失引当金	7
有形固定資産	23,655	賞与引当金	1,645
建物・構築物	3,957	その他の他	4,216
機械・運搬具・工具器具備品	5,124	固定負債	7,742
土地	14,327	長期借入金	5,000
建設仮勘定	245	退職給付に係る負債	2,597
無形固定資産	263	その他の他	144
投資その他の資産	1,669	負債合計	38,619
投資有価証券	288	(純資産の部)	
繰延税金資産	847	株主資本	41,246
その他の他	533	資本金	2,000
資産合計	79,409	資本剰余金	519
		利益剰余金	38,767
		自己株式	△40
		その他の包括利益累計額	△455
		その他有価証券評価差額金	21
		為替換算調整勘定	△15
		退職給付に係る調整累計額	△461
		純資産合計	40,790
		負債純資産合計	79,409

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
高 高 高	74,357	
上 上 上	15,559	
事 事 事	107	90,025
工 業 原	63,491	
上 事 上	12,335	
原 原 原	88	75,914
高 高 高	10,866	
上 上 上	3,224	
事 事 事	19	14,111
工 業 原		5,640
上 事 上		8,470
原 原 原	1	
高 高 高	7	
上 上 上	25	
事 事 事	11	
工 業 原	17	
上 事 上	45	108
原 原 原		
高 高 高	12	
上 上 上	31	
事 事 事	96	
工 業 原	43	183
上 事 上		8,395
原 原 原	90	
高 高 高	0	
上 上 上	4	94
事 事 事		
工 業 原	44	
上 事 上	23	
原 原 原	155	
高 高 高	0	
上 上 上	1,166	1,389
事 事 事		7,100
工 業 原	1,332	
上 事 上	586	
原 原 原		1,919
高 高 高		5,180
上 上 上		5,180
事 事 事		
工 業 原		
上 事 上		
原 原 原		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,916	流動負債	32,373
現金預金	12,628	支払手形	2,845
受取手形	589	電子記録債権	3,344
電子記録債権	621	工事未払金	11,110
完成工事未収入金	26,244	買掛金	4,168
売掛金	6,182	短期借入金	2,749
未成工事支出金	2,282	未払法人税等	1,124
材料貯蔵品	376	未成工事受入金	1,758
短期貸付金	350	完成工事補償引当金	14
未収入金	2,297	工事損失引当金	7
ファクタリング債権	99	賞与引当金	1,557
その他の他	240	営業外支払手形	615
固定資産	25,906	その他	3,077
有形固定資産	22,193	固定負債	7,215
建物・構築物	3,871	長期借入金	5,000
機械・運搬具	4,097	退職給付引当金	2,075
工具器具・備品	226	その他	139
土地	13,751	負債合計	39,588
建設仮勘定	245	(純資産の部)	
無形固定資産	137	株主資本	38,218
投資その他の資産	3,576	資本金	2,000
投資有価証券	246	資本剰余金	519
関係会社株式	1,825	資本準備金	500
繰延税金資産	821	その他資本剰余金	19
その他の他	768	利益剰余金	35,739
貸倒引当金	△86	その他利益剰余金	35,739
資産合計	77,822	繰越利益剰余金	35,739
		自己株式	△40
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	38,234
		負債純資産合計	77,822

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
高 高	68,764	
高 高	15,935	84,699
原 価	59,185	
原 価	12,543	71,728
利 益	9,579	
利 益	3,391	12,971
利 益		4,982
利 益		7,988
利 益	0	
利 益	6	
利 益	27	
利 益	68	
利 益	17	
利 益	29	150
利 益	12	
利 益	31	
利 益	13	
利 益	96	
利 益	24	178
利 益		7,960
利 益	86	
利 益	4	
利 益	0	91
利 益	43	
利 益	23	
利 益	155	
利 益	1,130	
利 益	86	
利 益	58	
利 益	0	1,496
利 益		6,554
利 益		1,246
利 益		523
利 益		4,784

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する必要がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」につきまして、監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

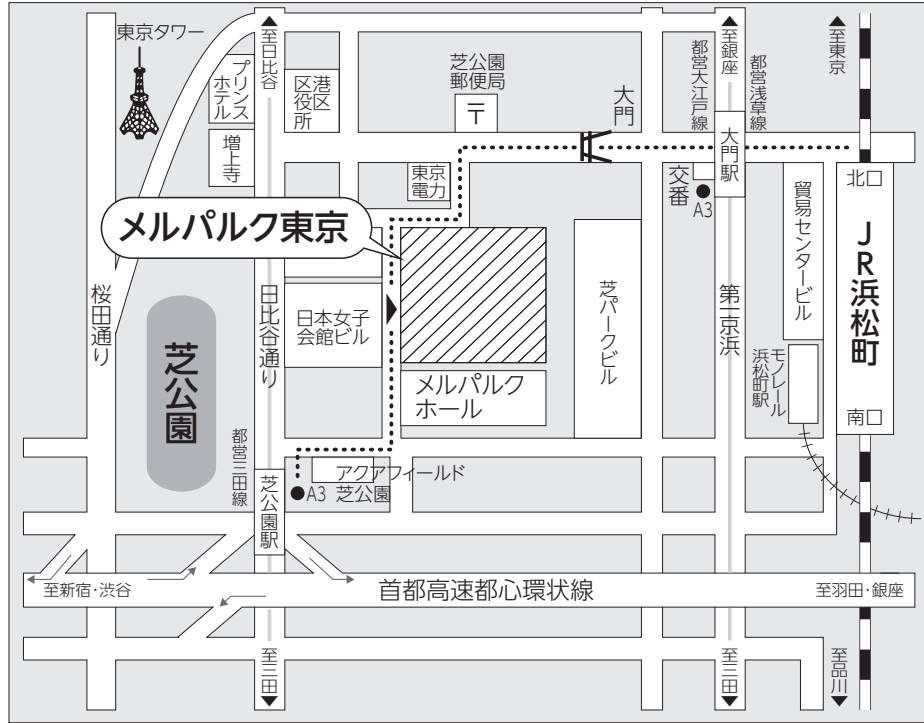
2021年5月24日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小 出 正 幸 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	鈴 木 良 彦 ㊟
監 査 役（社外監査役）	齋 藤 洋 一 ㊟
監 査 役（社外監査役）	小 野 行 雄 ㊟

以上

■株主総会会場ご案内図



メルパーク東京 5階 ZUIUN (瑞雲)

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅 (北口) から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅 (A3出口) から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅 (A3出口) から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。